

No. 1 2

令和4年（6月）

第2回定例会議案  
参 考 資 料

熊谷市

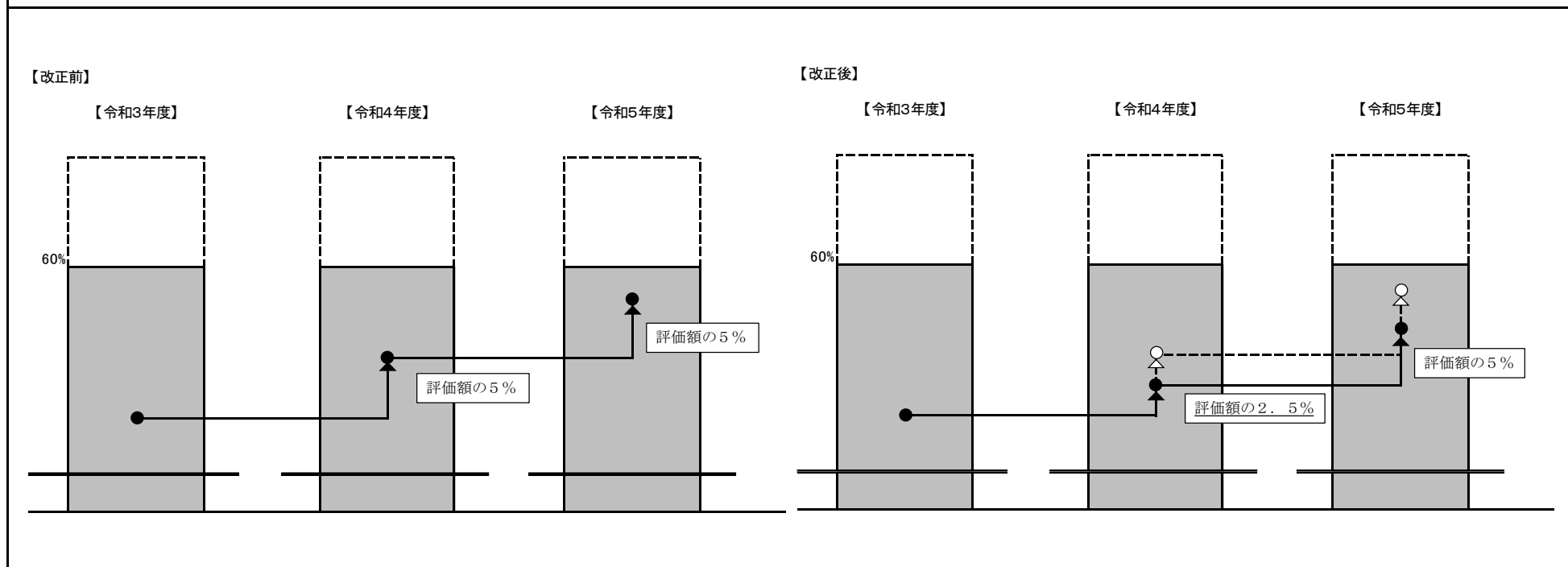
## 目 次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第 3 5 号 第 3 6 号	専決処分に係る熊谷市税条例及び熊谷市都市計画税条例 の主な改正点	市民税課 資産税課	1
第 3 8 号	熊谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自 動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例 案新旧対照表	選挙管理 委員会 事務局	2
第 3 9 号	熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例案新旧対 照表	職員課	5
第 4 0 号	熊谷市税条例等の一部を改正する条例案の主な改正点	市民税課 資産税課 納税課	6
第 4 1 号	熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例案の主な改 正点	資産税課	2 2
第 4 2 号	熊谷市農村センター条例の一部を改正する条例案新旧対 照表	江南行政 センター	2 4
第 4 3 号	熊谷市都市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照表	公園緑地課	2 6
第 4 4 号	熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対 照表	保育課	3 0
第 4 5 号	熊谷市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の 公費負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照 表	選挙管理 委員会 事務局	3 1
第 4 6 号	業者名及び入札結果 (高規格救急自動車)	警防課 (契約課)	3 2
第 4 7 号	業者名及び入札結果 (高規格救急自動車)	警防課 (契約課)	3 3
第 4 8 号	業者名及び入札結果 (救助工作車 (Ⅱ型))	警防課 (契約課)	3 4
第 4 9 号	業者名及び入札結果 (消防ポンプ自動車 (CD-I型))	警防課 (契約課)	3 5
第 5 0 号	認定路線調書・位置図	管理課	3 6
第 5 1 号	廃止路線調書・位置図	管理課	3 9

専決処分に係る熊谷市税条例及び熊谷市都市計画税条例の主な改正点

税目	条 項	改 正 前 の 内 容	改正点	改 正 後 の 内 容
固定資産税・都市計画税	市税条例	商業地等の税額の上昇幅（令和3年度～令和5年度）	商業地等の税額の上昇幅の抑制	商業地等の税額の上昇幅の抑制（令和4年度限り）
	附則第12条	負担水準が0.6未満の商業地等について、 <u>評価額の5パーセント</u> に相当する税額を加算する。		負担水準が0.6未満の商業地等について、 <u>評価額の2.5パーセント</u> に相当する税額を加算する。
	都市計画税条例 附則第9項	※商業地等・・・住宅用地以外の宅地		※商業地等・・・住宅用地以外の宅地

改正イメージ図



議案第 38 号の参考資料

熊谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
熊谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成 17 年条例第 24 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（選挙運動用自動車の使用の公費の支払）</p> <p>第 4 条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下この条において「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下この号において「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が <u>1 万 6, 1 0 0 円</u> を超える場合には、<u>1 万 6, 1 0 0 円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場</p>	<p>（選挙運動用自動車の使用の公費の支払）</p> <p>第 4 条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下この条において「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下この号において「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が <u>1 万 5, 8 0 0 円</u> を超える場合には、<u>1 万 5, 8 0 0 円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場</p>

改 正 案	現 行
<p>合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第6条において同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ （略）</p> <p>（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払）</p> <p>第9条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された同条に規定する選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数を乗じて得た金額に<u>31万6,250円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者</p>	<p>合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第6条において同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ （略）</p> <p>（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払）</p> <p>第9条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された同条に規定する選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>525円6銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数を乗じて得た金額に<u>31万500円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通</p>

改 正 案	現 行
<p>を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1.3を乗じて得た数（1未満の端数がある場合には、その端数は1とする。次条において同じ。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1.3を乗じて得た数（1未満の端数がある場合には、その端数は1とする。次条において同じ。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>

議案第 39 号の参考資料

熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
熊谷市職員退職手当条例（平成 17 年条例第 54 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～16 （略）</p> <p>17 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u>以前に退職した職員に対する第 14 条第 10 項の規定の適用については、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働者であって、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項市長が同法第 24 条の 2 第 1 項に規定第 2 号に掲げる者に相当する者とする指導基準に照らして再就職を促進規則で定める者に該当し、かつ、市長するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する指導基準に照らして 4 項に規定する職業指導を行うことが再就職を促進するために必要な職業安適当であると認められたもの（アに掲げる定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導者を除く。）を行うことが適当であると認められたものとする。」</p>	<p>附 則</p> <p>1～16 （略）</p> <p>17 <u>平成 34 年 3 月 31 日</u>以前に退職した職員に対する第 14 条第 10 項の規定の適用については、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働者であって、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かな者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項市長が同法第 24 条の 2 第 1 項に項第 2 号に掲げる者に相当する者として規定する指導基準に照らして再就職をて規則で定める者に該当し、かつ、市促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うこて再就職を促進するために必要な職業とが適当であると認められたもの（アに掲安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導者を除く。）導を行うことが適当であると認められたものとする。」</p>

熊谷市税条例等の一部を改正する条例案の主な改正点

税目	条 項	改 正 内 容									
個人市民税	個人の市民税の 住宅借入金等 特別税額控除  附則 第7条の3の2 附則 第26条	<p style="text-align: center;">住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長</p> <hr/> <p>所得税において、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を4年延長し、令和7年末までの居住を対象とする措置が講じられたことに伴い、当該措置の対象者について、所得税額から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で個人市民税から控除する。</p> <table border="1" data-bbox="518 638 1420 952"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住年</td> <td>平成21年から 令和3年まで</td> <td>平成21年から 令和7年まで</td> </tr> <tr> <td>適用年度</td> <td>平成22年度から 令和15年度まで</td> <td>平成22年度から 令和20年度まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※附則第26条（新型コロナウイルス感染症に係る特例）第1項の適用がある場合には、「令和15年度」を「令和16年度」に読み替え、附則第26条第2項の適用がある場合には、「令和3年」を「令和4年」に、「令和15年度」を「令和17年度」に読み替える。 →附則第7条の3の2の改正により、附則第26条に定める居住年及び適用年度が、附則第7条の3の2に定める期間に含まれるため、附則第26条の規定を削除する。</p>		改正前	改正後	居住年	平成21年から 令和3年まで	平成21年から 令和7年まで	適用年度	平成22年度から 令和15年度まで	平成22年度から 令和20年度まで
		改正前	改正後								
居住年	平成21年から 令和3年まで	平成21年から 令和7年まで									
適用年度	平成22年度から 令和15年度まで	平成22年度から 令和20年度まで									
固定資産税	法附則第15条 第2項第1号等の 条例で定める割合  附則 第10条の2	<p style="text-align: center;">わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）の導入</p> <hr/> <p>以下の対象資産に係るわがまち特例の特例割合を定める。</p> <table border="1" data-bbox="518 1433 1420 1657"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>特例割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地</td> <td>4分の3</td> </tr> </tbody> </table> <p>河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地のうち、都市浸水の拡大を抑制できるものとして都道府県知事等に指定された区域</p> <p>※貯留機能保全区域 . . .</p> <p>対象資産に係る固定資産税について、課税標準となるべき価格に特例割合を乗じたものを課税標準とする。</p> <p><b>【適用】</b> 最初の3年度分、令和7年3月31日まで適用する。</p>	対象資産	特例割合	特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地	4分の3					
	対象資産	特例割合									
特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地	4分の3										



熊谷市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照表  
(第1条関係)

熊谷市税条例(平成17年条例第63号)

(下線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(納税証明書の交付等)</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付 <u>(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)</u>は年度ごととし、交付手数料は熊谷市手数料徴収条例(平成17年条例第66号)の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>	<p>(納税証明書の交付等)</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付は年度ごととし、交付手数料は熊谷市手数料徴収条例(平成17年条例第66号)の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時まで)に提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があるとき市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告</u></p>

改正案	現行
<p>5 (略)</p> <p>6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6</p>	<p>書に限る。)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 前項の規定は、<u>特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書</u>(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に<u>特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき</u>(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、<u>当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書</u>(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡</p>

改正案	現行
<p>款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>確定申告書</u>に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314</p>	<p>所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>申告書</u>に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者)に係るものを除く。)</p>

改正案	現行
<p><u>条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの</u>に係るものを除く。）若しくは同条第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定によって申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第3項ただし書</u>の規定により、市長の定める様式による。</p> <p>3～9 （略）</p> <p>第36条の3 （略）</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により<u>付記された</u>事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、</p>	<p>若しくは<u>法第314条の2第4項</u>に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定によって申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第4項ただし書</u>の規定により、市長の定める様式による。</p> <p>3～9 （略）</p> <p>第36条の3 （略）</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により<u>附記された</u>事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、</p>

改正案	現 行
<p>施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を<u>付記しなければならない</u>。</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、<u>特定配偶者(所得割の納税義務者(合計</u></p>	<p>施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を<u>附記しなければならない</u>。</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、<u>扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)</u>を</p>

改正案	現行
<p><u>所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 特定配偶者の氏名</u></p> <p><u>(3)・(4)</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>法第321条の8第62項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織（第12項において「地方税関係手続用電子情報処理組織」という。）を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を經由して行う方法により市</p>	<p>有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)・(3)</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>法第321条の8第60項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織（第12項において「地方税関係手続用電子情報処理組織」という。）を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を經由して行う方法により市</p>

改正案	現行
<p>長に提供することにより、行わなければならない。</p>	<p>長に提供することにより、行わなければならない。</p>
<p>10～14 (略)</p>	<p>10～14 (略)</p>
<p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>
<p>16 (略)</p>	<p>16 (略)</p>
<p>(特別徴収税額の納入の義務等)</p>	<p>(特別徴収税額の納入の義務等)</p>
<p>第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、<u>施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書</u>の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。</p>	<p>第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、<u>施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書</u>の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。</p>
<p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p>	<p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p>
<p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳<u>(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)</u>の閲覧<u>(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)</u>は年度ごととし、閲覧手数料は熊谷市手数料徴収条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴収しない。</p>	<p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の<u>閲覧は年度ごととし、閲覧手数料は熊谷市手数料徴収条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴収しない。</u></p>
<p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p>	<p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p>
<p>第73条の3 法第382条の3に規定</p>	<p>第73条の3 法第382条の3に規定</p>

改正案	現行																				
<p>する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）は年度ごととし、交付手数料は熊谷市手数料徴収条例の定めるところによる。</p>	<p>する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付は年度ごととし、交付手数料は熊谷市手数料徴収条例の定めるところによる。</p>																				
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>																				
<p>第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>																				
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>																				
<p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>	<p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>																				
<p>第10条の2 次の表の左欄に掲げる規定に規定する条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。</p>	<p>第10条の2 次の表の左欄に掲げる規定に規定する条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。</p>																				
<table border="1"> <tr> <td>法附則第15条第2項第1号</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>法附則第15条第2項第5号</td> <td>5分の4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法附則第15条第43項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>法附則第15条第44</td> <td>4分の3</td> </tr> </table>	法附則第15条第2項第1号	(略)	法附則第15条第2項第5号	5分の4			法附則第15条第43項	(略)	法附則第15条第44	4分の3	<table border="1"> <tr> <td>法附則第15条第2項第1号</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>法附則第15条第2項第5号</td> <td>4分の3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法附則第15条第43項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	法附則第15条第2項第1号	(略)	法附則第15条第2項第5号	4分の3			法附則第15条第43項	(略)		
法附則第15条第2項第1号	(略)																				
法附則第15条第2項第5号	5分の4																				
法附則第15条第43項	(略)																				
法附則第15条第44	4分の3																				
法附則第15条第2項第1号	(略)																				
法附則第15条第2項第5号	4分の3																				
法附則第15条第43項	(略)																				



改正案	現行												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="236 208 608 253">項</td> <td data-bbox="608 208 804 253"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 253 608 297"></td> <td data-bbox="608 253 804 297"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="236 297 804 360" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> </table>	項				~~~~~		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="863 208 1235 253"></td> <td data-bbox="1235 208 1431 253"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 253 1235 297"></td> <td data-bbox="1235 253 1431 297"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="863 297 1431 360" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> </table>					~~~~~	
項													
~~~~~													
~~~~~													
<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>												
<p>第10条の3 (略)</p>	<p>第10条の3 (略)</p>												
<p>2～8 (略)</p>	<p>2～8 (略)</p>												
<p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>(以下この項において「<u>熱損失防止改修工事等</u>」という。)が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p>	<p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>(以下この項において「<u>熱損失防止改修工事</u>」という。)が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p>												
<p>10 (略)</p>	<p>10 (略)</p>												
<p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>(以下この項において「<u>熱損失防止改修工事等</u>」という。)が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる</p>	<p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>(以下この項において「<u>熱損失防止改修工事</u>」という。)が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して</p>												

改 正 案	現 行
<p>書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>12・13 (略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)</u>に係る配当所得に係る部分は、<u>市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り、適用する。</u></p>	<p>市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>12・13 (略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)</u>に係る配当所得に係る部分は、<u>市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)</u>に限り適用するものとし、<u>市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</u></p> <p>(1) <u>第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合</u></p> <p>(2) <u>第33条第4項第1号に掲げる申</u></p>

改 正 案	現 行
<p>3 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p>	<p><u>告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8又は第37条の9</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出さ</u></p>

改 正 案	現 行
<p>5 (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p>	<p><u>れた場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u><u>に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)</u><u>に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p>

改正案	現行
<p>5 (略)</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた<u>年分の</u>所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金</p>	<p>5 (略)</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた<u>年の翌年の4月1日の属する年度分の</u>同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)</p> <p>であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。<u>次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。</u>)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその</p>

改正案	現行
<p>その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</p>	<p>規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p><u>第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p> <p><u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>

(第2条関係)

熊谷市税条例等の一部を改正する条例(令和3年条例第14号)  
(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第1条 熊谷市税条例(平成17年条例第63号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は</u>」を加え、「<u>有しない者を除く</u>」を「<u>有する者に限る</u>」に改める。</p>	<p>第1条 熊谷市税条例(平成17年条例第63号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者に限る</u>」に改める。</p>

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例案の主な改正点

税目	条 項	改 正 内 容				
都市計画税	法附則第15条 第2項第1号等の 条例で定める割合          附則 第7項	<p style="text-align: center;">わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）の導入</p> <hr/> <p>以下の対象資産に係るわがまち特例の特例割合を定める。</p> <table border="1" data-bbox="480 463 1394 679"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 463 1044 526">対象資産</th> <th data-bbox="1044 463 1394 526">特例割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 526 1044 679">                     特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地                 </td> <td data-bbox="1044 526 1394 679" style="text-align: center;">                     4分の3                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※貯留機能保全区域 . . . 河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地のうち、都市浸水の拡大を抑制できるものとして都道府県知事等に指定された区域</p> <p>対象資産に係る都市計画税について、課税標準となるべき価格に特例割合を乗じたものを課税標準とする。</p> <p><b>【適用】</b>                      最初の3年度分、令和7年3月31日まで適用する。</p>	対象資産	特例割合	特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地	4分の3
		対象資産	特例割合			
特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地	4分の3					



熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
熊谷市都市計画税条例（平成17年条例第64号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行										
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～6 （略） （法附則第15条第15項本文等の条例で定める割合）</p> <p>7 次の表の左欄に掲げる規定に規定する条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; height: 20px;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px dashed black;">法附則第15条第39項</td> <td style="border-bottom: 1px dashed black;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px dashed black;">法附則第15条第44項</td> <td style="border-bottom: 1px dashed black;">4分の3</td> </tr> </table> <p>8～20 （略）</p> <p>21 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、<u>第40項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>			法附則第15条第39項	（略）	法附則第15条第44項	4分の3	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～6 （略） （法附則第15条第15項本文等の条例で定める割合）</p> <p>7 次の表の左欄に掲げる規定に規定する条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; height: 20px;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px dashed black;">法附則第15条第39項</td> <td style="border-bottom: 1px dashed black;">（略）</td> </tr> </table> <p>8～20 （略）</p> <p>21 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項<u>若しくは第40項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>			法附則第15条第39項	（略）
法附則第15条第39項	（略）										
法附則第15条第44項	4分の3										
法附則第15条第39項	（略）										

議案第 4 2 号の参考資料

熊谷市農村センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
熊谷市農村センター条例（平成 1 7 年条例第 1 8 2 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行																										
<p>（名称及び位置）</p> <p>第 2 条 農村センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊谷市中条農村センター</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>熊谷市江南農村センター</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（利用期間等）</p> <p>第 8 条 （略）</p> <p>2 農村センターの利用時間は、午前 9 時から午後 1 0 時（熊谷市江南農村センターにあっては、午後 9 時）までとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>（江南町の編入に伴う経過措置）</p> <p>3 江南町の編入の日の前日までに、編入前の江南町農村センター設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年江南町条例第 2 3 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。</p> <p>別表（第 1 0 条関係）</p> <p style="text-align: center;">熊谷市農村センター使用料</p> <p>1・2 （略）</p>	名称	位置	熊谷市中条農村センター	（略）	熊谷市江南農村センター	（略）	<p>（名称及び位置）</p> <p>第 2 条 農村センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊谷市中条農村センター</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>熊谷市江南農村センター</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td><u>熊谷市江南農業総合センター</u></td> <td><u>熊谷市成沢 4 6 5 番地 1</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>（利用期間等）</p> <p>第 8 条 （略）</p> <p>2 農村センターの利用時間は、午前 9 時から午後 1 0 時（熊谷市江南農村センター<u>及び熊谷市江南農業総合センター</u>にあっては、午後 9 時）までとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>（江南町の編入に伴う経過措置）</p> <p>3 江南町の編入の日の前日までに、編入前の<u>江南町農業総合センター設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年江南町条例第 2 2 号）</u>又は江南町農村センター設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年江南町条例第 2 3 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。</p> <p>別表（第 1 0 条関係）</p> <p style="text-align: center;">熊谷市農村センター使用料</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 <u>熊谷市江南農業総合センター使用料</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">午前</th> <th style="text-align: center;">午後</th> <th style="text-align: center;">夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">午前 9 時～正午</td> <td style="text-align: center;">午後 1 時～午後 5 時</td> <td style="text-align: center;">午後 6 時～午後 9 時</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>大会議室</u></td> <td style="text-align: center;"><u>5 2 0</u> 円</td> <td style="text-align: center;"><u>6 3 0</u> 円</td> <td style="text-align: center;"><u>7 3 0</u> 円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	熊谷市中条農村センター	（略）	熊谷市江南農村センター	（略）	<u>熊谷市江南農業総合センター</u>	<u>熊谷市成沢 4 6 5 番地 1</u>	区分	午前	午後	夜間	午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 9 時		<u>大会議室</u>	<u>5 2 0</u> 円	<u>6 3 0</u> 円	<u>7 3 0</u> 円
名称	位置																										
熊谷市中条農村センター	（略）																										
熊谷市江南農村センター	（略）																										
名称	位置																										
熊谷市中条農村センター	（略）																										
熊谷市江南農村センター	（略）																										
<u>熊谷市江南農業総合センター</u>	<u>熊谷市成沢 4 6 5 番地 1</u>																										
区分	午前	午後	夜間																								
	午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 9 時																								
<u>大会議室</u>	<u>5 2 0</u> 円	<u>6 3 0</u> 円	<u>7 3 0</u> 円																								

改 正 案	現 行			
	小会議室	3 1 0 円	4 2 0 円	5 2 0 円

議案第 4 3 号の参考資料

熊谷市都市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市都市公園条例（平成 1 7 年条例第 2 1 3 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案

別表第 1（第 9 条、第 9 条の 2 関係）

公園の名称	公園施設	利用日	利用時間
熊谷運動公園	野球場	（略）	（略）
	第 2 野球場	（略）	（略）
	第 3 野球場		
	陸上競技場（兼 サッカー場）	（略）	（略）
	テニスコート	（略）	（略）
		（略）	（略）
	屋内プール	1 月 4 日から 1 2 月 2 8 日ま で。ただし、毎月第 2 及び第 4 火曜日（これらの日が祝日法に 規定する休日に当たるときは、 その翌日（この日が祝日法に規 定する休日に当たるときは、そ の翌日以後の祝日法に規定する 休日でない最初の日）を除く。	午前 9 時から午後 9 時まで
	相撲場	（略）	（略）
	弓道場	（略）	（略）
	施設管理事務 所会議室	（略）	（略）
多目的広場	（略）	（略）	

別表第 5（第 1 0 条関係）

- 1 （略）
- 2 熊谷運動公園
  - (1)～(4) （略）

現 行

別表第 1 (第 9 条、第 9 条の 2 関係)

公園の名称	公園施設	利用日	利用時間
熊谷運動公園	野球場	(略)	(略)
	第 2 野球場	(略)	(略)
	第 3 野球場		
	陸上競技場 (兼 サッカー場)	(略)	(略)
	テニスコート	(略)	(略)
		(略)	(略)
	屋外プール	7 月から 9 月までの間において 市長が別に定める期間	午前 9 時から午後 6 時まで
	屋内プール	1 月 4 日から 1 2 月 2 8 日ま で。ただし、毎月第 2 及び第 4 火曜日 (これらの日が祝日法に 規定する休日に当たるときは、 その翌日 (この日が祝日法に規 定する休日に当たるときは、そ の翌日以後の祝日法に規定する 休日でない最初の日)) を除く。	午前 9 時から午後 9 時まで
	相撲場	(略)	(略)
	弓道場	(略)	(略)
施設管理事務 所会議室	(略)	(略)	
多目的広場	(略)	(略)	

別表第 5 (第 1 0 条関係)

1 (略)

2 熊谷運動公園

(1)~(4) (略)

(5) 屋外プール使用料

区分	料金
一般 (幼児を除く。)	1 人 1 回につき 3 1 0 円
高校生	1 人 1 回につき 2 1 0 円
小学生及び中学生	1 人 1 回につき 1 0 0 円

(5)~(9) (略)

3 ~ 6 (略)

更衣ロッカー

1個1回につき30円

備考

「幼児」とは、小学校就学前の者をいい、無料とし、保護者の付添いを必要とする。ただし、保護者の使用料は、当該使用料を徴収する。

(6)~(10) (略)

3~6 (略)

議案第 44 号の参考資料

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立児童クラブ条例（平成 18 年条例第 36 号）

（第 1 条関係）

（下線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
名称	位置	名称	位置
熊谷市立箱田児童 クラブ	熊谷市中央一丁 <u>目 1 番地</u>	熊谷市立箱田児童 クラブ	熊谷市中央一丁 <u>目 1 4 9 番地</u>

（第 2 条関係）

（下線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
名称	位置	名称	位置
熊谷市立箱田児童 クラブ	熊谷市中央一丁 <u>目 1 4 9 番地</u>	熊谷市立箱田児童 クラブ	熊谷市中央一丁 <u>目 1 番地</u>



議案第 4 5 号の参考資料

熊谷市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成 1 9 年条例第 2 3 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（ビラの作成の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第 4 条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>7 円 7 3 銭</u> を超える場合には、<u>7 円 7 3 銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。）を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>（ビラの作成の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第 4 条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>7 円 5 1 銭</u> を超える場合には、<u>7 円 5 1 銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。）を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>
<p>（公費負担の限度額）</p> <p>第 5 条 第 2 条の規定による公費負担の限度額は、候補者 1 人について、<u>7 円 7 3 銭</u> にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。）とする。</p>	<p>（公費負担の限度額）</p> <p>第 5 条 第 2 条の規定による公費負担の限度額は、候補者 1 人について、<u>7 円 5 1 銭</u> にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。）とする。</p>

議案第46号の参考資料

業 者 名 及 び 入 札 結 果

物 件 名	高規格救急自動車			
納 入 場 所	熊谷市消防本部			
入 札 年 月 日	令和4年5月12日			
入 札 対 象 額	予 定 価 格	—		
24,000,000 円	24,000,000 円	—		
番 号	業 者 名	入 札 額		結 果
		金 額	順 位	
1	(株)日産サティオ埼玉北	辞退	円	
2	埼玉トヨタ自動車(株)熊谷店	16,700,000	2	
3	埼玉日産自動車(株)熊谷店	15,874,000	1	落札
4	日産プリンス埼玉販売(株)法人営業部	辞退		
5	小池(株)	辞退		
6	(株)ネイチャー	辞退		
7	(株)モリタ東京支店	辞退		
8				
9				
10				

落 札 業 者	落 札 金 額		
	入 札 金 額	消費税等の額	合 計
埼玉日産自動車(株)熊谷店	15,874,000 円	1,587,400 円	17,461,400 円

議案第47号の参考資料

業 者 名 及 び 入 札 結 果

物 件 名	高規格救急自動車			
納 入 場 所	熊谷市消防本部			
入 札 年 月 日	令和4年5月12日			
入 札 対 象 額	予 定 価 格	—		
24,000,000 円	24,000,000 円	—		
番 号	業 者 名	入 札 額		結 果
		金 額	順 位	
1	(株)日産サティオ埼玉北	辞退	円	
2	埼玉トヨタ自動車(株)熊谷店	16,700,000	2	
3	埼玉日産自動車(株)熊谷店	15,874,000	1	落札
4	日産プリンス埼玉販売(株)法人営業部	辞退		
5	小池(株)	辞退		
6	(株)ネイチャー	辞退		
7	(株)モリタ東京支店	辞退		
8				
9				
10				

落 札 業 者	落 札 金 額		
	入 札 金 額	消費税等の額	合 計
埼玉日産自動車(株)熊谷店	15,874,000 円	1,587,400 円	17,461,400 円

議案第48号の参考資料

業 者 名 及 び 入 札 結 果

物 件 名	救助工作車（Ⅱ型）			
納 入 場 所	熊谷市消防本部			
入 札 年 月 日	令和4年5月13日			
入 札 対 象 額	予 定 価 格	—		
128,000,000 円	128,000,000 円	—		
番 号	業 者 名	入 札 額		結 果
		金 額	順 位	
1	(株)篠崎ポンプ機械製作所	辞退	円	
2	ジーエムいちほら工業(株)東京営業所	140,000,000	3	
3	帝商(株)埼玉営業所	130,000,000	2	
4	日本機械工業(株)本社営業部	140,300,000	4	
5	(株)ネイチャー	145,000,000	6	
6	(株)野口ポンプ製作所	141,500,000	5	
7	(株)モリタ東京支店	116,000,000	1	落札
8				
9				
10				

落 札 業 者	落 札 金 額		
	入 札 金 額	消費税等の額	合 計
(株)モリタ東京支店	116,000,000 円	11,600,000 円	127,600,000 円

議案第49号の参考資料

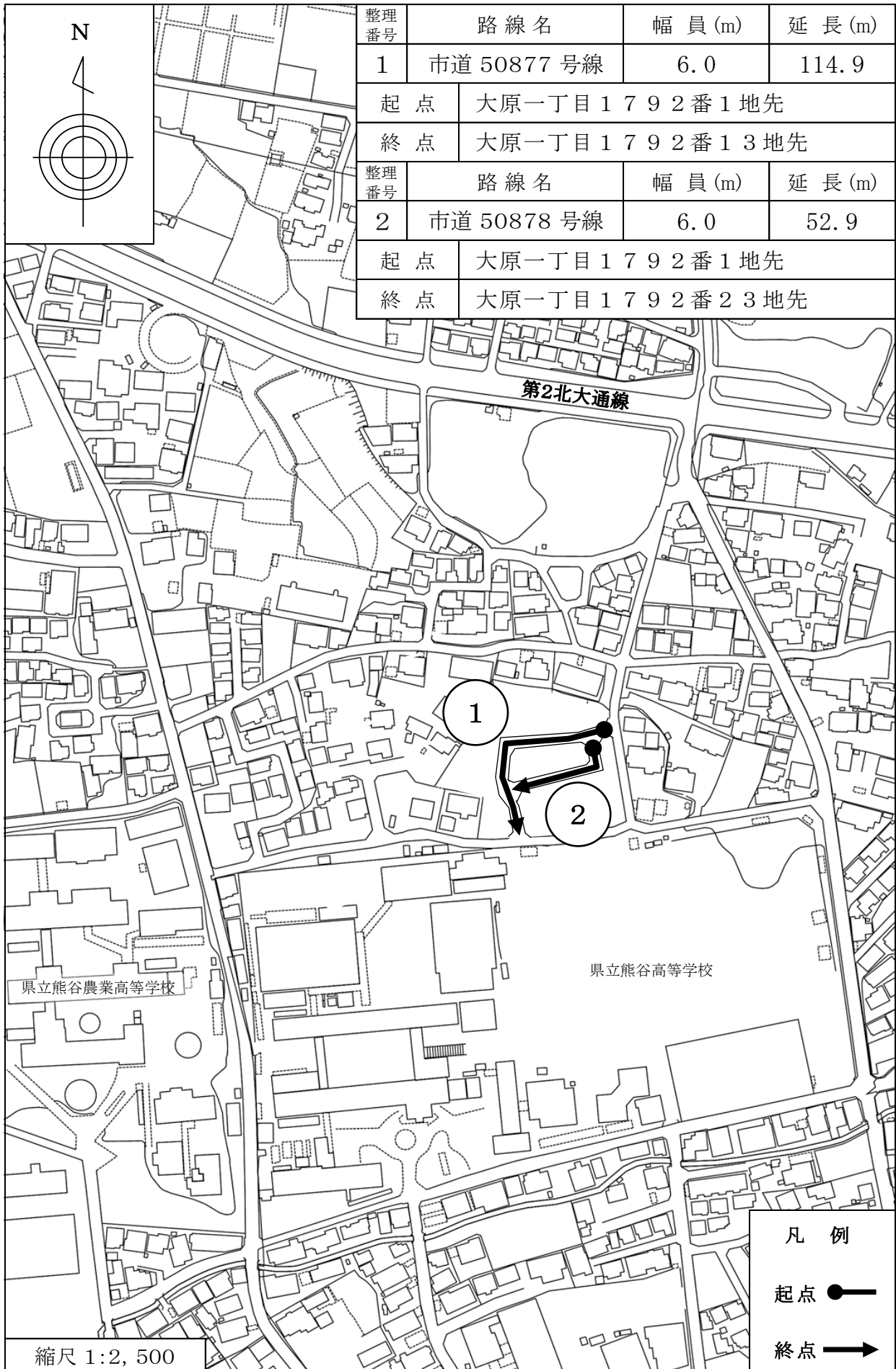
業 者 名 及 び 入 札 結 果

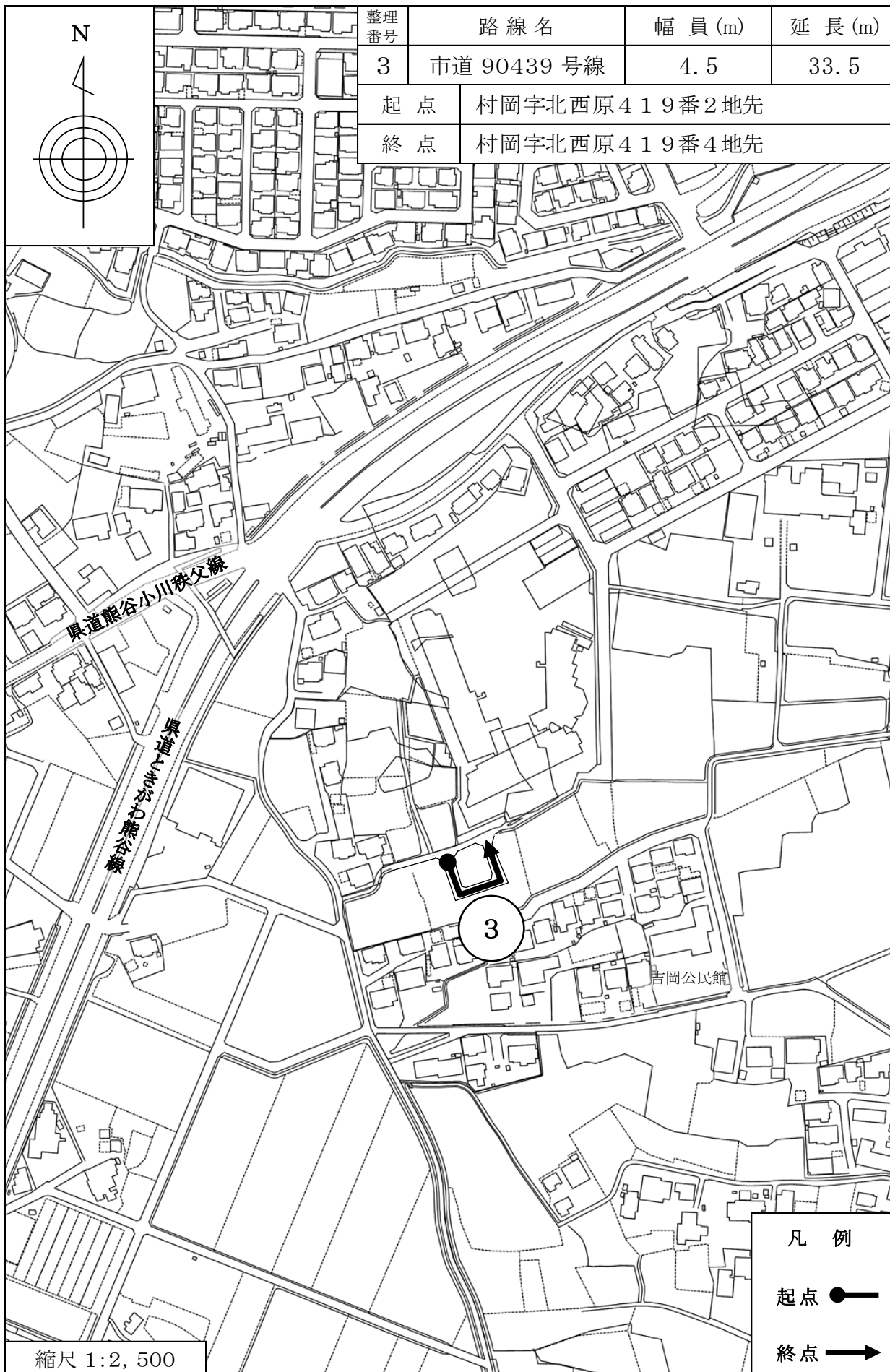
物 件 名	消防ポンプ自動車(CD-I型)			
納 入 場 所	熊谷市消防本部			
入 札 年 月 日	令和4年5月13日			
入 札 対 象 額	予 定 価 格	—		
59,000,000 円	59,000,000 円	—		
番 号	業 者 名	入 札 額		結 果
		金 額	順 位	
1	小池(株)	54,750,000 円	4	
2	(株)篠崎ポンプ機械製作所	55,200,000	6	
3	ジーエムいちはら工業(株)東京営業所	56,700,000	8	
4	帝商(株)埼玉営業所	辞退		
5	(株)ナカムラ消防化学東京営業所	辞退		
6	長野ポンプ(株)東京営業所	54,900,000	5	
7	日本機械工業(株)本社営業部	54,690,000	3	
8	(株)ネイチャー	54,600,000	2	
9	(株)野口ポンプ製作所	55,500,000	7	
10	(株)モリタ東京支店	52,710,000	1	落札

落 札 業 者	落 札 金 額		
	入 札 金 額	消費税等の額	合 計
(株)モリタ東京支店	52,710,000 円	5,271,000 円	57,981,000 円

## 認定路線調書・位置図

整理 番号	路 線 名	認 定 理 由
1	市道 50877 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
2	市道 50878 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
3	市道 90439 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため







## 廃止路線調書・位置図

整理 番号	路 線 名	廃 止 理 由
1	市道 江南6002 号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため

